

|                |   |
|----------------|---|
| タイトル           | 還付加算金の未払いについて   |
| いつ<br>実施日時・工期  | 平成25年7月26日から8月上旬にかけて  |
| どこで<br>会場・開催地等 | 総務部収納課では  |
| だれが<br>主催者・関係者 | 還付加算金未払い対象者に対して、未払いとなっている市県民税、固定資産税に係る還付加算金を還付する。   |
| なにを<br>事業内容など  | <p>他自治体における還付加算金の算定誤りの報道を受けて、本市の事務処理手続きを確認したところ、市県民税、固定資産税・都市計画税の還付加算金2,358,000円が未払いとなっていることが判明した。</p> <p>未払金の還付対象となるのは、平成20年7月26日から平成25年3月末までに支出決定した過納還付金に係る還付加算金である。</p> <p>再計算により判明した未払い金については、対象者にお詫びと還付（充当）のご案内を送付し、地方税法等の規定により、すみやかに還付する。</p>   |
| なぜ<br>目的・理由    | <p>1 市県民税<br/>市県民税の還付加算金の算定に係る日数計算の始期については地方税法の規定により、主に「更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」とすべきものと「納付のあった日の翌日」とすべきものの二つに区分されているところであるが、本市においては、その解釈を誤り、すべての事案について、「更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」を日数計算の始期として算定していた。</p> <p>2 固定資産税・都市計画税<br/>固定資産税・都市計画税に係る還付加算金の算定にあたっては、地方税法の規定により、過納金の区分にかかわらず還付加算金を加算しなければならないところであるが、その解釈を誤り、償却資産の申告誤り等による過納金の還付については、還付加算金を加算してないものがあつた。</p> |
| どうした<br>経緯・経過  |   |
| 金額             | 件数：498件、還付金額：2,358,000円   |
| その他            |   |
| 問い合わせ先<br>担当課  | <p>課名 収納課<br/>氏名 奥山 寛幸<br/>電話 048-464-1111（内線2281）</p>  |